

別表1

ケアハウス鈴懸 利用料

1 入居の一時金は不要です。

2 入居後の利用料

利用料は一人1ヶ月約73,000～150,000円です。

(本人の年金などの収入によります。資産は問われません)

その内訳は

ア食費、光熱費などの生活費 月42,490円(冬季は5,800円が加算されます。)

イサービスの提供に要する費用(事務費) 月10,000～86,400円

(これらは厚生省の基準により毎年改定されます。)

ウ居住に要する費用(管理費) 月20,000円

エ個室の電気料、水道料、電話料は各自の負担となります。

	前年度の年間収入の階層 (年間)	事務費 (月額)	生活費 (月額)	管理費 (月額)	合計額 (月額)
①	1,500,000円以下	10,000	42,490	20,000	72,490
②	1,500,001～1,600,000円	13,000	42,490	20,000	75,490
③	1,600,001～1,700,000円	16,000	42,490	20,000	78,490
④	1,700,001～1,800,000円	19,000	42,490	20,000	81,490
⑤	1,800,001～1,900,000円	22,000	42,490	20,000	84,490
⑥	1,900,001～2,000,000円	25,000	42,490	20,000	87,490
⑦	2,000,001～2,100,000円	30,000	42,490	20,000	92,490
⑧	2,100,001～2,200,000円	35,000	42,490	20,000	97,490
⑨	2,200,001～2,300,000円	40,000	42,490	20,000	102,490
⑩	2,300,001～2,400,000円	45,000	42,490	20,000	107,490
⑪	2,400,001～2,500,000円	50,000	42,490	20,000	112,490
⑫	2,500,001～2,600,000円	57,000	42,490	20,000	119,490
⑬	2,600,001～2,700,000円	64,000	42,490	20,000	126,490
⑭	2,700,001～2,800,000円	71,000	42,490	20,000	133,490
⑮	2,800,001～2,900,000円	78,000	42,490	20,000	140,490
⑯	2,900,001～3,000,000円	85,000	42,490	20,000	147,490
⑰	3,000,001円以上	86,400	42,490	20,000	148,890

注1 この表の「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険・医療費などの必要経費を控除した後の収入をいう。

注2 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個別の対象収入とする。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額は、上記の額から30%減額した額とする。

注3 利用料については、厚生労働省の通達にもとづいており、入居後に改訂がありますのでご了承下さい。